ニ　第三十五条第一項第四号に該当する申出　次に掲げる事項

(1)　匿名データを利用して行う統計の作成等が第三十五条第一項第四号の特定公共分野に係るものであり、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資する旨及びその内容

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

(2)～(6)　略

［2・3　略］

（匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等）

第三十五条　法第三十六条第一項の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　デジタル社会形成基本法第三十七条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

［イ～ハ　略］

2　前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。

［一～四　略］

五　前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名データを提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

（調査票情報等の適正な管理）

第四十一条　［略］

［2～5　略］

6　法第三十九条第一項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない当該各号に定める情報（以下この項において「受託情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

［一　略］

二　法人等（独立行政法人等を除く。）　次に掲げる措置

［イ　略］

ロ　人的管理措置

(1)　受託情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

［(i)・(ii)　略］

(iii)　調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により受託情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

［(2)　略］

［ハ～ホ　略］

［三　略］

ニ　［同上］

(1)　匿名データを利用して行う統計の作成等が第三十五条第一項第四号の重点分野に係るものであり、次に掲げる課題の解決に資する旨及びその内容

(i)　経済再生・財政健全化

(ii)　地域の活性化

(iii)　国民生活の安全・安心の確保

(iv)　(i)から(iii)までに掲げるもののほか、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上

(2)～(6)　同上

［2・3　同上］

（匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等）

第三十五条　［同上］

［一～三　同上］

四　官民データ活用推進基本法第二十三条第三項の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

［イ～ハ　同上］

2　［同上］

［一～四　同上］

五　前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により匿名データを提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

（調査票情報等の適正な管理）

第四十一条　［同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

［(i)・(ii)　同上］

(iii)　調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により受託情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者

［(2)　同上］

［ハ～ホ　同上］

［三　同上］